

## 第109回京都市消費生活審議会 摘録

### 1 開催概要

- (1) 日 時 平成27年3月18日(水) 午前10時00分から11時25分まで
- (2) 場 所 京都市消費生活総合センター研修室
- (3) 出席者 ○消費生活審議会委員12名(五十音順)  
大本 久美子委員, 佐久間 毅委員, 高田 艶子委員, 芳賀 徹也委員,  
本政八重子委員, 森田 政子委員, 山口 佳永子委員, 山下 徹朗委員,  
山本 克己委員, 山本 純委員, 山本 隆英委員, 若林 靖永委員  
○京都市  
文化市民局長 平竹 耕三, 市民生活部長 吉川 昌弘,  
消費生活総合センター長 峯 泰勝 ほか
- (4) 欠席者 ○消費生活審議会委員8名(五十音順)  
稲垣 眞咲委員, 宇津 克美委員, 川口 恭弘委員, 佐野 泰三委員,  
長野 浩三委員, 松井 元子委員, 山中 英之委員, 渡邊 明子委員

### 2 傍聴者

なし

### 3 開会

- (1) 京都市文化市民局長 挨拶
- (2) 京都市消費生活審議会会長 挨拶

○平竹文化市民局長

年度末の大変お忙しい中、お集まりいただき感謝申し上げます。

本日は、消費者教育推進計画の最終案を提示させていただき、御議論いただくこととなっている。審議会の委員の皆様、特に消費者教育推進部会の皆様には、原案作成に当たって何度もお集まりいただき貴重な御意見をいただいていたところである。改めて感謝申し上げます。

2月から3月にかけては、計画案についてのパブリックコメントを実施し、61人・2団体の皆様から、160を超える御意見をいただいた。おおむね好評価をいただいていると感じており、中には、「消費者被害に遭わないだけでなく、消費者市民社会を作っていくことが大切であるということがよく分かった」といったうれしい御意見もあった。

先日、このような様々な御意見を踏まえて作成した計画最終案について、市会にも御報告させていただき、了承をいただいたところである。我々としては、市民の皆様から御期待いただく中で、分かりやすく丁寧な記載で幅広い世代の方に御覧いただけるような、ま

た、他の都市とは異なる京都の生活に沿うような計画を作るよう心掛けてきたところである。

本日は限られた時間ではあるが、忌憚のない意見交換をしていただければと思う。

○山本会長

今般示された消費者教育についての国の枠組みは、「地域特性に根差した消費者教育を自治体で考えていく」、「学校だけでなく、生涯学習の観点から体系的な消費者教育を考えていく」という2点において非常に斬新なものである。今回の計画策定作業では、我々も経験がない中で、消費者教育推進部会を中心として難しい作業をしてきたところである。本日はその成果をお聞かせいただき、我々の理解を深めるとともに、今後の京都市の施策に生かしていただければと思う。

#### 4 審議内容等

##### 議題

(1) 京都市消費者教育推進計画案の市民意見募集結果及び計画最終案について

資料1 京都市消費者教育推進計画案の市民意見募集結果

資料2 京都市消費者教育推進計画最終案（本冊及び概要版）

○山本会長

資料1の市民意見募集結果について、事務局からの説明を聴くことにする。

～峯センター長から、資料1について説明～

○山本会長

引き続き、本日御欠席の長野委員から、計画案についての意見を紹介してほしいとの申し出があったので、事務局から紹介していただく。なお、この御意見は本日お示しする最終案についてのものではなく、パブリックコメント実施時に示された計画案に対するものなので、その点御留意いただきたい。

○峯センター長

それでは、事務局から長野委員の計画案に対する御意見を御紹介させていただく。詳細については、各委員のお手元に配布している「京都市消費者教育推進計画」（案）についての意見を御覧いただきたい。

（御意見概要）

- ・ 「消費者が被害に遭わないだけでなく、自らの行動が社会や環境に大きな影響を与えることに気づき、京都の歴史・文化そして地域力をいかして持続可能な社会の実現」

を掲げたことや、「市行政各部署で行って来たさまざまな活動を，消費者教育の視点で捉え直し，体系化を進める」とした点は評価する。

- ・ ライフステージ別に取り組方針を明らかにしている点も評価するが，学校教育における教育委員会との連携，幼児から中学生期までの保護者への消費者教育についてはより具体化が必要。
- ・ 京都市では，「消費生活行政推進会議」の中に「消費者教育専門委員会」を発足させる」としているが「専門委員会」を立ち上げる以上，その目的・役割を明確にすべき。
- ・ 京都市消費生活審議会を消費者教育推進法で定める「消費者教育推進地域協議会」とするのは無理がある。消費者教育実施団体を中心にした「地域協議会」の設置をすべき。

○山本会長

次に，資料2の計画最終案について，事務局から説明を聴くことにする。

～峯センター長から，資料2（概要版）について説明～

○山本会長

それでは，ただ今の説明について御質問があれば受け付ける。

まず私からは，計画最終案の中で京都色はどのあたりに出ているかお聴きしたい。

○峯センター長

京都ならではの6つの取組を第2章に記載している。また，それ以外にも京都の特性として地域力の強さなども記載している。

○山本会長

京都は農産物を生産する地域と消費する地域が1つにまとまっているという特徴があるが，その点についてはいかがか。

○峯センター長

それも特色の1つと考えており，地産地消について記載している。

○大本委員

計画最終案の本冊P65の計画の推進体制に記載されている消費生活行政推進会議の消費者教育専門委員会について詳しく教えてほしい。

○峯センター長

消費生活行政推進会議は行政内部の検討会議として設置しているもので、その下に消費者教育専門委員会等の専門会議を設置している。主として計画最終案に記載されている各局で構成するが、取り扱う案件によってはここに記載されていない部局にも参加いただくことがある。

○大本委員

京都府では、審議会の施策推進部会を消費者教育推進地域協議会に位置付けているが、京都市は審議会本体を同協議会に位置付けているという理解でよいか。

○峯センター長

そのとおりである。

○大本委員

先ほど紹介があった長野委員の意見では、審議会を地域協議会に位置付けるのは無理があると言っているが、この点についてはどう考えているか。

○峯センター長

協議会の関係機関との情報交換の機能に着目されての御意見かと思うが、その機能を果たすためにどのような対応をしていくかについては今後の課題であるとする。

**議題**

(2) 計画策定に係る消費者教育推進部会の審議経過等の報告について

資料3 京都市消費者教育推進計画策定に係る消費者教育推進部会の報告書

○山本会長

次に、「議事（2）計画策定に係る消費者教育推進部会の審議経過報告について」審議する。

消費者教育推進部会は、昨年3月の審議会で新たに設置した部会で、平成26年度は、計画の策定に当たり集中的に部会を開催し、活発な議論を行いながら京都市に様々な意見を提供してきた。昨日、5回目の部会が開催され、同部会における計画の審議を終えたところと聞いている。

消費生活条例施行規則第20条第7項では、「部会長は、部会調査及び審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。」と定められているので、消費者教育推進部会の佐久間部会長から、計画の策定について1年間審議を重ねてきた経過及び審議結果について御報告をいただく。

○佐久間部会長

それでは、お手元の資料3に沿って御報告させていただく。

まず、部会における審議の経過については、1回目はいわゆるフリートーキング、2回目以降からは具体的な議論をしながら、昨日まで5回の審議を重ねてきたところである。審議に当たっては、事務局からの原案提示や委員からの意見聴取を事前に行ったり、当日の説明は最小限にとどめることで、実質的な議論に多くの時間を費やせるよう工夫してきた。結果、大変充実した議論ができたと自負している。昨日行われた第5回部会についても、形式的なものではなく、議論を行って計画案に一部修正を加えるなど、適正な審議を行ってきたところである。

次に、どのような意見を申し上げたかについて、主なものを御報告させていただく。

まず、「計画の特徴に関する意見」としては、1点目と4点目に記載されている意見のような、京都らしさをどのように出していくかという観点からの意見があったが、この点については事務局も苦勞されていたし、難しい課題であったように思う。また、市民の皆様にもどのように計画にアクセスしてもらうか、また、その結果、自分たちも取り組もうと感じてもらえるものにするための工夫が必要ではないかという観点からの意見が出ていた。

「年齢階層に応じた消費者教育に関する意見」としては、各年齢階層に隙間なく消費者教育を施すべきという観点からの意見や、取り組み方には年齢階層別に特徴があるので、子どもや保護者を通じた施策が必要であるという観点からの意見があった。

「消費者教育の担い手に関する意見」としては、消費者はもはや一方的に保護を受ける立場ではなく、消費者自身が消費者市民社会を作っていく主体であることをきちんと位置づけようという観点からの意見があった。また、事業者についても、計画自体が消費者に対する取組なのでなかなか位置付けにくい、事業者を抜きにして消費者の問題を捉えることはできないのでアプローチを考えることが必要ではないかという意見があった。

その他の意見としては、計画を見てもらう時の分かりやすさが大事、将来の問題として、専門部署や予算を十分確保してほしいなどの意見があった。

計画最終案は、これらの意見が十分反映されたものになっていると考えているが、最後に紹介した意見に代表されるような、計画の推進に関する意見についても、今後十分配慮していただくよう要望し、昨日当部会として計画最終案を了承させていただいたところである。

○山本会長

佐久間部会長をはじめ、消費者教育推進部会に関わった委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中にもかかわらず、計画策定に御尽力いただき改めて感謝申し上げます。

さて、当審議会としての結論についても決議することになるが、この点に関しては、消費者教育推進部会設置時に、消費生活条例施行規則第20条第8項に基づき、「消費者教育推進に係る事項については、消費者教育推進部会での報告をもって審議会での決議とする」

旨を定め、昨年12月の審議会においても、再確認させていただいているところである。  
したがって、先ほどの御報告をもって当審議会の決議としたいと考えるが、よろしいか。

(異議なし)

○山本会長

それでは、部会の御報告を当審議会としての決議とする。委員の皆様には、今後の計画の推進においても積極的な御意見をいただくようお願いする。

ここで、消費者教育推進部会において中心的な役割を担ってこられた佐久間部会長から、部会での議論を通しての御感想などをいただければと思う。

○佐久間部会長

消費者教育推進法では、「消費者市民社会の実現」が掲げられている。消費者市民社会とは、「消費者が持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」とされているが、その主語・担い手は誰かと考えた時に、必ずしも「消費者」である必要はなく、「生活者」、「市民」、「人々」と置き換えても問題ないと私は考えている。消費者市民社会を作っていこうという理念は立派だが、「消費者」に焦点を合わせてそのような理念の計画を作る意義については少しあいまいという印象を持っている。

これまでの消費者行政という言葉からイメージされるような消費者像とは異なるアプローチが求められる中、今回の計画策定に当たって議論の出発点となったのは「計画にどのようなものが求められるのか」というところだったように思う。

最終的には一定の計画が出来上がったが、これで必要十分かというところではなく、今後も手さぐりしながら考えていく必要があると思う。そのため、京都市においては、計画に従って着実に施策を進めていただくとともに、計画期間内でも常に改善するという観点を持って取組を進めていただくよう要望する。また、はじめに申し上げたとおり、計画が目指すのは、「公正かつ持続可能な社会の形成に消費者に限らず、市民、人々が積極的に参画する社会」だが、これは、消費者関係の部局のみで実現できるものではない。京都市において、全市を挙げて取り組んでいただくことを切に希望する。

○山本会長

ありがとうございました。ここで委員の皆様からも、この計画への御感想や御意見等をお伺いしたい。

○高田委員

私が所属するコンシューマーズ京都からは、パブリックコメントとして7点の意見を出させていただいたが、その意見が一定反映された計画ができたのではないかと考えている。

ただ1点反映されなかったのは、先ほど紹介のあった長野委員の意見にもある推進体制についてであるが、それについては大本委員から御質問があり事務局からの説明もあったので繰り返しは触れない。今後検討していただくことをお願いしたいと思う。

ところで、行政推進会議は年に数回の開催と理解しているが、これに関して1点要望したい。資料2本冊のP60行政の取組方針で「消費生活総合センターがコーディネーターとなって」とあるが、計画を推進するために、センターには、コーディネーターにとどまらずより強力なリーダーシップをとって消費者市民社会の実現のために頑張っていただきたい。

○峯センター長

要望については、肝に銘じてしっかり進めていきたいと思う。

○山口委員

先ほど説明のあった部会の意見にもあったが、表紙のイラストについて、いろいろな職業の人や外国人、幅広い世代が書かれているが、中学・高校くらいの男性がいない、お母さんが赤ちゃんを抱いているが、最近はイクメンという言葉もあるので男性が抱いていてもよいのではないかと、などの感想をもった。表紙というのはこの計画のイメージなので、幅広い世代が見たときに分かりやすいものになればと思う。

○峯センター長

御指摘の件については、まず部会で御意見をいただいたが、庁内でも様々な意見が出ており、その中に、今お話のあった赤ちゃんを抱いている人を男性に変更してはどうかという意見もあった。計画冊子の校正期限が迫っているが、可能な範囲でいただいた御意見も踏まえながら表紙を作成していきたい。

○芳賀委員

私は環境ボランティアをやっており、子どもに接する機会が多い。小学校4年の総合学習にも参加しているが、その歳になると子どもの個性がかなり強くなって言うことを聞かない子もいるので、幼児期・小学校低学年といったより早い段階から、消費者教育も含めた総合学習をやっていけばよいのではないかとと思う。

○山本会長

貴重な御意見をいただいたと思う。教育委員会とも調整が必要になると思うが、市において御検討いただければと思う。

#### ○若林部会長

今回の計画については、佐久間部会長のお話にもあったとおり、やらないといけないことは一部決まっているが、あとは何をやったらよいかよくわからないという非常に大きな範囲を抱えているテーマなので、大変だったと思うし、よくここまでまとめたと思う。

様々な領域にまたがる消費者被害の防止・安全の確保というネガティブな対策をきっちりやるため、消費者行政だけで完結するのではなく、他の部局とも連携しながら取組を進めてきたところであるが、今回の消費者教育推進計画では、そのような対策を引き続きやりつつ、「未来の社会を担っていくうえで、消費者がどのようなライフスタイル、意識、行動をしていくことが必要なのか」ということや「ポジティブに消費者のあり方を考え、社会に関わる市民としての自覚を持つこと」について、市民が考える契機となるような良い計画になっているのではないかと思う。

計画への意見として2点挙げたい。私は伝統産業審議会にも関わっており、市民に向けて、「京都に職人がいて、京もののある暮らしがあることの大切さ」を呼び掛けている。計画全体で見ると、一部で触れられてはいるものの、第2章の6つの切り口に伝統産業が出てこないのが、今後の計画を具体化する中で意識していただければと思う。もう1点は、ポジティブに消費者教育を進めるためには、京都市の関連部局や諸団体と連携して広めていくことが必要になると思うが、審議会が兼ねることになっている計画を推進する組織としての消費者教育推進地域協議会とは別に、市の関係部局、企業、団体が集まって交流するようなフォーラム的な集まりを作り、オール京都で消費者教育の機運を盛り上げ、互いに学び合う仕組みを具体化していくことをお願いしたい。

#### ○峯センター長

伝統産業については、御指摘のとおり第2章の6つの切り口には入りきらないが、市長挨拶の中で触れるなど、一定意識はしている。京都らしさを担うものでもあり、今後計画を推進していくに当たり、意識しながら取り組んでいきたい。

計画の推進は消費者行政だけやれるものではないので、関係機関等との連携についても今後もしっかりやっていきたい。

#### ○山本会長

私からも感想を申し上げる。先ほど佐久間部会長からもあったとおり、消費者市民社会の概念については、消費者というよりは市民社会の概念であると理解しているが、ここでは国の考えに沿ってお話したい。

私は35年ほど前に法学部に入学したが、その頃は消費者問題を扱う法律といえば「消費者保護法」だった。当時の日本では、悪質商法、薬害、食品添加物の被害などからいかに消費者を救済するかが主眼であった。一方、欧米諸国では、消費者保護法ではなく「消費者法」になっており、すでにその頃から「賢い消費者」を育成するための施策をやって

いく潮流があったと聞いている。日本ではなかなかそれが根付かなかったが、10年ほど前からようやく「消費者法」という第2ステージに進んできた。

そして、近年、資源や環境を次世代につなげていくために持続可能な社会を築いていくというのが責務であるということが世界共通の認識になってきている中、消費者教育推進法の施行により、これまで消費者の問題を扱ってきた分野に、新たに「消費者市民社会」という概念が出てきたところである。

今、消費者に関する法の世界は第3ステージに入っており、我々は京都市における第3ステージの第一歩に関わることができたということになる。皆さんには、審議会の活動だけでなく、日々の生活の中でも新たなステージの展開に御協力いただければと思う。

## 議題

### (3) その他

～事務局から、3月30日に開催する「消費者教育推進フォーラム」について周知～

○山本会長

これで本日の議事はすべて終了したが、議事全般、もしくは議事以外のことでも意見等あればお聞きする。

～質問等なし～

○山本会長

それでは、最後に事務局から御挨拶をお願いします。

○吉川市民生活部長

この1年間、計画策定に当たり審議会委員の皆様、とりわけ、消費者教育推進部会の皆様には貴重な御意見をいただき感謝申し上げます。また、本日計画最終案について審議会の御決議をいただき、厚く御礼申し上げます。

今後、3月中に市の内部決裁を経て計画を策定していくが、実効性ある計画にしていくために、様々な機会を通じて市民の皆様に積極的に周知していくとともに、市民の皆様や関係機関としっかり連携し、また、京都市内部においても日頃から関係部局としっかり連携し、センターがリーダーシップをとって計画を着実に推進していく。審議会の皆様には、今後とも計画の推進に御協力を賜るようよろしくお願いしたい。

○山本会長

それでは、これで第109回消費生活審議会を閉会する。熱心な御議論をいただき感謝

する。

以上